

平成24年度 第2回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年5月7日（月）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第2回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年5月7日（月） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第3号 青梅市社会教育委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成24年度児童・生徒数および学級編制について（総務課）
- 2 平成23年度青梅市教育相談所の相談結果等について（指導室）
- 3 第8回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（教育指導担当）
- 4 第8回青梅市小・中学生の主張大会実行委員会設置要項について（教育指導担当）
- 5 平成24年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（教育指導担当）
- 6 青梅市まるとアート支援事業補助金交付選定結果について（文化課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会会議録（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 平成24年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領について（指導室）
- 2 平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科用図書の検討について（指導室）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成24年度第2回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、1月24日開催の第13回臨時会および2月17日開催の第15回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第13回臨時会および第15回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第16回臨時会および第17回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 教育委員会とは特別に関係ないのですけれども、教育委員会から推薦されて、明るい選挙の推進協議会に出させていただきます。文化課長が前、担当でいらっしゃっていて、23日に第1回目の会議に出させていただきました。11地区ありますけれども、それぞれの地区の委員さんとか、編集委員の方等たくさんいらっしゃいまして、全部で100人ぐらい集まりました。今年度の立ち上げの会を行いましたので、ご報告させていただきます。

幸い、今年はこの段階では選挙の予定は今のところないんですけれども、年間予定には入っていないということはお知らせいただいたんですが、衆議院の方の動きがどうなるかということはあると思います。

一つ感じましたのは、私、教育委員会の方の推薦で出させていただきますけれども、学校、あるいは児童・生徒とどれくらい関係がある仕事かなというのが、正直言ってわからないところが個人的にはあるんですが、明るい選挙の啓発ポスターというのを昔から、私も審査員をやったことがあるんですが、学校の方をお願いしています。小・中学校の児童・生徒の方が、夏休みあたりを中心に宿題でやったり、またいい作品につきましては東京都に出していく機会があり

ます。それからまた、市役所本庁舎の1階ロビーに優秀作品を掲示するという形で、毎年行われているのも、十分承知しております。ただ、なかなか若い方の投票率が伸びていかないということまで含めて考えていくと、教育委員会と選挙管理委員会との連携というのは、何か違った視点がないと、明るい選挙のポスターの作成をお願いする活動だけでは、にっちもさっちもいかない状況ではないかなと思っていますので、またいろいろと皆さんと一緒に知恵を絞って、教育委員会としてどういう活動ができるのか、あるいは市、行政、選挙管理委員会等を含めてどういうふうに今後あるべきかというのは大きな課題かなということを、改めて感じました。

長くなりましたけれども、以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成24年度児童・生徒数および学級編制について(総務課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、平成24年度児童・生徒数および学級編制について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元にご配付申し上げました報告資料1にもとづきましてご説明させていただきます。なお、資料が差し替えとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

この資料は、平成24年4月7日現在の児童・生徒数および学級数をお示したものでございます。左から、学校名、学年ごとの男女別児童・生徒数、児童・生徒数の合計、基準学級数、特別支援学級(固定)の児童・生徒数と学級数、特別支援学級(通級)の児童・生徒数と学級数、最後に合計という形の表になっております。

初めに、小学校の児童数でございますが、中ほどやや右下の太線で囲まれている行をご覧ください。本年度につきましては、7,179名でございます。昨年度は7,415名ございましたので、236名の減になっております。これは卒業した昨年度の6年生の人数1,287名より、新たに入学した新1年生の人数1,064名の方が223名少ないのが主な理由でございます。

次に、小学校の学級数でございますが、本年度は計237学級、昨年度が240学級ございましたので、3学級の減でございます。

特別支援学級(固定)につきましては、児童数が92名、学級数が14学級となっております。昨年度につきましては、児童数が78名、学級数が12学級でございましたので、児童数が14名増、学級数は2学級の増でございます。

また、特別支援学級(通級)につきましては、児童数が150名、学級数が17教室となっております。昨年度につきましては、児童数が145名、学級数が17学級でございましたので、児童数につきましては5名の増、学級数につきましては変動なしということでございます。

大規模校の例を申し上げますと、中段にあります新町小学校につきましては、児童数が887

名、昨年度の890名より3名の減、学級数につきましては25学級で昨年度と同じでございます。新町小学校に続く大規模校は、第二小学校の児童数747名、学級数22、第三小学校の児童数718名、学級数22となります。

また、小規模特別認定校制度を導入しております成木小学校につきましては、児童数79名でございます。昨年度の70名と比較して9名の増でございます。学級数は6学級で変更はございません。なお、成木小学校に小規模特別認定校制度で入学または転入学して在籍している児童は、1年生から5年生までで計23名でございます。

次に、中学校でございます。下から2段目の中学校計欄をご覧いただきたいと思っております。生徒数は計3,684名、昨年度は3,784名でございましたので、100名の減となっております。減少の主な理由は、小学校と同様に、卒業した昨年度の3年生の生徒数1,312名より、新たに入学した新1年生の生徒数1,190名が122名少なかったことによるものであります。学級数につきましては、本年度は108学級、昨年度は112学級でございましたので、4学級の減でございます。

また、特別支援学級（固定）につきましては、生徒数が62名、学級数が10学級となっております。昨年度の生徒数が66名、学級数が10学級でございましたので、生徒数につきましては4名の減、学級数につきましては変動はございません。

特別支援学級（通級）につきましては、生徒数が15名、学級数が3学級となっております。昨年度の生徒数が22名、学級数が3学級でございましたので、生徒数につきましては7名の減、学級数につきましては変動はございません。

また、今年度から小規模特別認定校制度を導入しております第七中学校につきましては、生徒数37名でございます。昨年度の32名と比較して5名の増でございます。学級数は3学級で変更はございません。なお、第七中学校に小規模特別認定校制度で入学した生徒は9名でございます。

次に、児童・生徒数の合計でございますが、本年度につきましては、通常学級が1万863名、昨年度の通常学級は1万1,199名でございましたので、トータルとしまして336名の減でございます。学級数につきましては、今年度は345学級、昨年度は352学級でございましたので、7学級の減ということでございます。特別支援学級（固定）を含めまして、全体で申し上げますと、児童・生徒数につきましては1万1,017名、昨年度が1万1,343名でございましたので、326名の減となっております。学級数につきましては、本年度は369学級、昨年度は374学級でございましたので、5学級の減ということでございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 確認でちょっと教えていただきたいんですけども、学級数の関係なんですけど、小1問題とか中1ギャップ問題等で、いくつか制度があると思うんですけども、その辺改めて教え

ていただけるとありがたいと思います。

【総務課長】 学級数でございますけれども、通常は40人ということでございますが、小学校1年生につきましては35名、小学校2年生につきましても、学年進行等がございまして、都の制度で35名の継続ができることになっております。また、中学1年生につきましては、中1ギャップ問題等がございまして、平成24年度につきましては中学1年生は37人ということでございます。

【委員】 1年生の数を見てみると、第四小学校、今井小学校、藤橋小学校、吹上小学校がガクンと他の学年に比べると減っている様子が見えるんですが、これは今年に限ったことなのか、もしかして未就学の子供たちの数をカウントすると、将来的に傾向がこういう感じでわかるのか、ちょっとその辺が気がかりだったので教えてほしいんですが。

【総務課長】 昨年度との比較で、第二小学校が42人減、第四小学校が40人の減、吹上小学校が29人の減となっております。減の理由ですけれども、先ほど申し上げたとおり、卒業された子と入学された子との差というのがほとんどでございます。あとは学年進行でみんな上がっていきますので、5人、10人程度の動きは当然ありますけれども、ほとんどが卒業生と入学する児童・生徒の差ということでございます。詳細な理由につきましては、その地区ごとの若干のばらつきがあるのかなというふうにはとらえておりますけれども、特に今年度、これから先、長期間にわたって5年ぐらいまでは見通しておりますけれども、今後どういう動きになるかというのは、非常にわかりにくい状況でございます。今年度の差については、そういう状況で、減少幅が大きくなった学校があるということでございます。

なお、成木小学校の9人増は小規模特認の関係でございますけれども、霞台小学校は3人ふえております。

以上でございます。

【委員】 全体の数はそうなんですけど、今度の新1年生の数を見ると、先ほど述べた学校がほかの学校に比べてかなりへこんでいるなというところがちょっと気になったんですね。五、六人の差だったらいいんですけど、かなり少なくなっている。そうすると、毎年毎年、その分だけ順送りで減っていくと、一気に減り幅が大きくなってしまうという気がしたものですから。それはもしかすると、ゼロ歳児から6歳児ぐらいまでの数を中期計画的に地区ごとにカウントできるのかなという気もするんですが、ちょっとその辺が気になったので、質問させていただいた次第です。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成23年度青梅市教育相談所の相談結果等について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項2、平成23年度青梅市教育相談所の相談結果等について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成23年度青梅市教育相談所の教育相談結果等についてご報告いた

します。報告資料2をご覧ください。

まず1番目の教育相談所の所内相談でありますけれども、22年度の結果に引き続きまして、23年度も種別で申し上げますと、性格・行動に関する項目の中で、やはり不登校に関する相談件数が78件と、単独の項目では一番多くなってございます。23年度で顕著なのは、小学校と中学校の女子の児童・生徒の相談が、24、25、24とちょっと多くなっているところがあります。ただし、22年度との比較で申し上げますと、小学校の女子児童は21件だったのに対して4件多くなっているんですが、中学校は逆に22年度は27件ということだったので、相談件数自体は多いんですけども、減少でございます。また、総トータルの78件という数字でございしますが、1件減少ということになっています。

続いて、複合的な項目といたしましては、言語・発達のその他の種別が84件と多くなってございます。こちらにつきましては、言語・発達等いろいろなご相談があるということで、相談内容を単純に分けてしまうことができないものでございますが、トータルの84件という数字は確かに多いんですけども、22年度と比べると13件マイナスとなっております。その中でも、昨年度よりちょっと上昇しているのが、小学生の女子児童の相談が若干多くなっています。横の男子児童の相談の件数がかなり高い数字が出ているので、減少したということがそう大きく系統的な結果ということではないというふうに考えております。

続きまして、小学校の派遣についてご説明いたします。22年度と比べまして、定期派遣、要請派遣ともに回数は減っております。例えば定期派遣は、23年度の派遣数171回でございしますが、22年度は212回の派遣です。要請派遣につきましては11回ということでございます。派遣の総数としますと180回、22年度の方は223回ということで、トータルで43回のマイナスとなっております。

なお、この数字のマイナス点でございしますが、平成22年度は小学校に都からの派遣のスクールカウンセラーが、青梅は2校入っていたわけでございますが、平成23年度から5校に拡大をいたしましたので、教育相談所からの相談員の派遣の回数が少なくなったということです。下の行動観察ともかかわってくるんですが、都からの派遣カウンセラーは1日おりますので、その活動が非常に円滑に行われているというふうな結果とも受けとれると考えておるところでございます。

続きまして、裏面にまいりまして、青少年相談についてですが、大きく件数が変わっているところではないのですけれども、ちょっと顕著なのが、非常に少ない数字ではあるんですが、高校生の進路・学習相談が3件あったということです。22年度はゼロ件でしたので、プライバシーなので詳しいことはわかりませんが、もしかしたらこの教育相談室に昔かかわっていた方が継続してかかわっていらっしゃるということも、この3件にはあるかなと考えております。

外国人児童・生徒の学級数についてでございますが、学級の実施日については23年度は6日多く開級しております。通級児童・生徒数につきましては、23年度は1名少なくなっておりますが、これは進学をしたということにかかわりましての人数の変化でございます。

最後にふれあい学級でございます。ふれあい学級も、1学期、2学期総トータルの実施日といましては、22年度実績よりも4日間多く実施いたしました。通級児童・生徒数については、全体で11名で、22年度より減っております。これは斜めに見ていただくとわかると思うんですけども、昨年度の中学校2年生が11になっていました。こちらがそのまま23年度の3年生ということになるので、こちらにつきましては22年度から既に23年度の3年生は22年度の2年生の時点で不登校の数が少なかったということもあって、いろいろな面のご協力をいただいたと思うんですけども、その増加幅がプラス5ということになりましたので、今年につきましては11名減というふうになっておるところでございます。学校復帰も中学生で3名おりました、そういう面でもこの学級数の減につながっているところがございます。

なお、昨年度の教育相談所ですけども、件数自体は減ったんですが、中身についてはやはりいろいろとまだまだ安心できない内容が多くございます。ある意味、親身に乘っていただいているということもありまして、心理相談員の方々、毎日のように相談件数を抱えているところがございます。

もう一つ、相談件数等が減っているところなんですけども、昨年度4月当初、これも間接的な影響といえるところではあると思うんですけども、東日本大震災の影響があったようで、こちらに相談に見えられる件数に何らかの影響があったかということ、例年の4月、5月の件数よりも少し少なくなっているところがございます。計画停電やら何やらということで、こちらの方も若干影響があったのではないかなと考えているところがございます。

報告は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想ですけど、小学校の派遣というのが一番下にあるんですけども、今、小学校の児童数が7,000人ちょっとということで、312で割ってみると4%ということは、特別支援教育が始まったころの数字にかなり近いなというのが、ざくっとした印象です。個人的には、そのくらいの数のお子さんが、保護者の方も含めていろいろ悩みを持っていらっしゃるのかなと。もちろん不登校ということもあるとは思いますが、それ以外でも精神・身体、言語・発達、その他いろいろな問題で、小学校の例ですけども、4%前後のお子さんが常にそういう不安な状態にあるということを確認できた、わかりやすい数字かなと思いました。

もう一つ、都のスクールカウンセラーは小学校5校ということですけども、ほかの学校の方にも随時回ることができる制度なんでしょうか。

【指導室長】 今お話しいただいた都のスクールカウンセラーですが、その学校のみへの派遣ということになるので、そのカウンセラーさんが2校を受け持つということはなかなか難しいんですけども、今後は小学校への都のスクールカウンセラーの派遣の校数拡大ということにつきましては、これからもご要望をさせていただこうというふうに思っているところがございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 第8回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項3、第8回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料3をご覧ください。本年度で第8回になります青梅市小・中学生の主張大会開催要項についてご説明いたします。

趣旨については、ここにあります3点でございます。青梅市内の小・中学生が、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自分の考えや思いを発表し、自立心をはぐくむ貴重な機会とすること。小・中学生一人一人のさまざまな考えや思いを同世代の小・中学生や保護者・市民が受けとめ、理解を深める機会とすること。小・中学生が日々学校で学んだ成果を発表する場として活用することでございます。

主催につきましては、青梅市および青梅市教育委員会。運営については実行委員会でございます。

開催日につきましては、例年11月の第1土曜日である東京都教育の日を実施していましたが、会場の都合がつかず、平成24年12月8日(土)となっております。また、時間につきましては、日程変更の関係もあり、午後1時半から午後4時までを予定しておりますが、現在調整中となっております。

会場につきましては、青梅市民会館を予定しております。

出場者の募集方法につきましては、別に定める要項にもとづいて、一般公募および小・中学校を通じて募集をいたします。

資格等、出場者の決定については、資料に書いてあるとおりでございます。

また、発表については、応募した原稿をもとに、小学校5・6年生は3分程度、中学校1・2年生は5分程度で発表します。

審査および表彰につきましては、ここにある3点についてでございます。

また、文集等につきましては、11に書かれているとおりの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 単純な質問ですが、会場の都合でということなのですが、東京都教育の日というのは、先ほどお話しになられたように先に予約が入っていて確保できなかったということですが、その翌週の土曜日とかではなくてこの日になったという経緯だけ教えていただけたらと思うんです。

【教育指導担当主幹】 今回の第1土曜日というのは11月3日(文化の日)でございます。この文化の日に舞踊の団体が毎年市民会館を使用しているという経緯がございます。毎年11月3日はその団体が使うということですので、こちらの第1土曜日というのは後から入るような形

になりまして、その関係でこの日の実施ができないということになっております。

では次の週の土曜日というのも検討させていただいたんですが、こちらは学校の行事の都合上、実施できないという経緯がございます。ですので、今回は少し離れた日にちとなっております。

ちなみに来年度は11月2日が土曜日ということで、今年よりちょっと早い実施を予定しております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 第8回青梅市小・中学生の主張大会実行委員会設置要項について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項4、第8回青梅市小・中学生の主張大会実行委員会設置要項について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料4をご覧ください。先ほどの開催要項の中にございました実行委員会の設置要項についてご説明いたします。

趣旨は、ここに書かれているとおりでございます。

所掌事項は、(1)から(5)に書かれているとおりでございます。

組織は、ここに掲げる12名の方に実行委員としてご協力いただきます。特に後半の8番以降の方々には青少年委員協議会、あるいは民生・児童委員、PTA連合会の方ということで、ご協力をいただいているところでございます。

委員長の職務および代理については、ここにあるとおりでございます。

会議については、書かれているとおりでございます。

裏面にまいりまして、部会、報告、任期、そして庶務ということで、ここにあるとおりでございます。

以上です。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これからこの会が何回か行われると思うんですけども、昨年度まで7回やった段階での反省を今年度どういうふうに生かしていくのかなというのが、ちょっと気になっているところです。前にもちょっとお話ししたかと思いますが、どうしてもマンネリ化してしまうことを避けたいと思いますので、去年の7回が終わった段階でいろいろな方面からご意見をいただいていると思うので、もしも今、手持ちでございましたら教えていただきたいのと、今年度どういうふうに改善・充実していくのかということをお教えいただくとありがたいです。

【教育指導担当主幹】 実施後の報告につきましては、昨年11月に報告させていただいております。主な感想・意見に出ていたものは、さまざまなんですけど、立派でしたという好意的なご意見、または感動がちょっと少なかったというようなご意見もいただいております。それから、せっかくこういった機会があるのに少し人数が少ないんじゃないのかというご意見、それから今回吹奏楽を入れたんですけども、それが大変よかったといったようなご意見をいただいております。

す。この中で、PRが少なく、観客数が少ないということを重く受けとめておりました、具体的には今年度、小・中学校の生徒会・児童会への働きかけ、子供たちを通して仲間の発表をぜひ聞きにいきましょうというふうな働きかけをすることと、それから保護者の皆様にもっと見に来ていただきたいと考えておりますので、PTAを通してこういったPRをしてまいりたいと、そのように考えております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 平成24年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項5、平成24年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料5、平成24年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項についてご報告させていただきます。

趣旨につきましては、青梅市における伝統文化の継承、発展および児童・生徒の郷土愛の育成に資するため、伝統芸能を継承している児童・生徒を表彰するものでございます。

主催は、青梅市教育委員会でございます。

運営・庶務は、教育部指導室が担当いたします。

表彰日時は、平成24年12月8日(土)ということで、小・中学生の主張大会と同じ時間帯の中で表彰をさせていただきます。

場所は、青梅市民会館。

対象は、青梅市内在住または在学の小学校児童および中学校生徒。

推薦基準は、ここに書かれているとおりでございます。

募集方法につきましては、広報おうめによって一般に周知を図りますとともに、お囃子等の各団体の方や各学校においても周知を図ってまいります。また、推薦がある場合には、別紙様式にもとづきまして推薦書を教育部に提出していただきます。

募集期間は、7月17日より9月14日まででございます。

被表彰者の決定は、(1)に示されているとおりでございます。被表彰者には、表彰状と記念品を贈呈することになっております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 2年間見せていただいて、静止画像が動いていきますので、あれがちょっと退屈です。少しでも動画で音が出たりするといいのかなど。これは個人的な感想ですのでお許しいただきたいんですが、そのようなことを感じました。その割には表彰の時間が長いなど。淡々と続くんですよね。全員に渡しますから、結構時間がかかる。先ほどの主張大会とセットですので、時間的には大変厳しいところがあると思いますけれども、考えていただけるとありがたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項6、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について、説明をお願いいたします。

【美術担当主幹】 それでは、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果についてご報告いたします。報告資料6をご覧ください。

本事業につきましては、市内で自主的な文化美術活動を行う団体に補助金を交付して、本市における文化美術の創造・発信および交流を通じた、文化の香り高い創造的なまちづくりに寄与する目的で設けられたものです。

本年度は、教育委員会のホームページや市の広報などを通じて周知していましたが、ご覧のように7件の応募がありました。うち6番につきましては、すでにほかの団体から支給を決定していました補助金があり、その相手側の補助金規定によりまして、重複しての支給が受けられないことが判明したために取り下げられたものです。

審査につきましては、去る4月26日に行われ、お示ししましたように決定いたしました。

なお、1の申請者の文化交流機構「円座」とは、例年、青梅アートジャムの名前で申請していました団体の運営母体です。本年度からこの名前での申請に変わったものでございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 4番のプロムナードコンサートというのは、旧長崎屋のところでやられているものですか。

【美術担当主幹】 釜の淵市民館ですとか、市民会館を利用してやっていたときもあるんですが、今回からは旧長崎屋の3階に会場を移してやるということでございます。

【委員長】 すでに広報に出ているチェンバロののですか。あれは、これとは全く関係がないのですか。

【美術担当主幹】 チェンバロで広報していますのは、美術館主催のコンサートでございます。

【委員】 先ほどの質問をした理由は、音響が非常によくないというのがいろいろなところから聞こえてきていまして、せっかく市の補助事業でやるのにうまい連携がとれないものかなと。何しろ昔のデパートをそのまま使っているだけの場所ですので。以前、かなり有名なチェロの方もお見えになったという話を聞いたことがあるんですけども、あまりにもひどいのでびっくりしたという話もありますので、美術館の1階のホールも貸していますし、せっかくの補助金の事業ですので、教育委員会がどうのこうのということではないんですけども、何かそういう働きかけをしてもいいんじゃないかなということを、個人的には思います。

【美術担当主幹】 団体の趣旨が、駅前の活性化ということをうたっている部分もありますので、

あの場所でやるということに意義を感じていらっしゃると思いますので、そういうことになっております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項7、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

報告事項は以上で終了いたします。

その他 学校給食用食材の放射性物質検査について（給食センター）

【委員長】 その他、何かありますか。

【給食センター所長】 学校給食用食材の放射性物質検査ということで資料をご配付させていただいております。こちらにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

東京都教育委員会では、国の補助金を活用した放射線検査機器を購入いたしまして、学校給食用食材を検査する制度を創設いたしましたことから、学校給食センターにおきましても、検査を依頼することといたしました。この検査は、給食調理日の前日までに調理前の食材4検体を、年間3回程度、1学期ごとに1回検査するというものでございます。

この検査につきまして、先日、東京都から青梅市の5月の検査の日程につきまして連絡がありましたことから、本日ご報告をさせていただくものでございます。

お手元にご配付させていただきました資料をご覧ください。

初めに、検査期日につきましては、5月15日に実施いたします。

検査品目につきましては、キャベツ、タマネギ、トマト、ニンジンの4品目を予定しております。

検査対象とする食材は、検査の翌日の5月16日に藤橋調理場において使用する食材でございます。根ヶ布調理場につきましては、6月の検査を予定しております。

検査をする場所でございますが、立川市にあります東京都多摩教育センターに検査機器が設置されますので、そちらまで学校給食センター職員が検体を搬送することといたしております。

次に、検査方法につきましては、ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメーターを使用したスクリーニング検査であり、このスクリーニングレベルは50ベクレル/キログラム、測定下限値は25ベクレル/キログラムとしております。検査の結果、スクリーニングレベルの50ベクレル/キログラムを超えた場合には、ゲルマニウム半導体を用いた精密検査を実施して、検査結果を確定するとしております。

検査の結果につきましては、まず青梅市から学校を通じて保護者への周知、それと学校給食センターのホームページ、給食献立表、給食だより等に掲載して公表する予定でございます。

なお、東京都につきましては、一定期間をまとめて、すべての検査結果を公表する予定でございます。

次に、検査にかかる費用でございますが、東京都が負担をする検査でございますが、検査に使用する検体の食材を用意する購入費および検査場所までの搬入経費、こちらは検査を依頼する市の負担となっております。

学校給食用食材の放射性物質検査については以上でございますが、この検査とは別に、学校給食モニタリング事業というのがございます。本日、資料を用意していませんが、あわせて少し説明させていただきたいと思っております。

学校給食モニタリング事業は、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食1食全体について事後検査（調理し終わったもの）を行うもので、こちらは文部科学省が都道府県教育委員会に委託して実施するものです。委託を受けた東京都は、都内の2カ所の学校または共同調理場を検査の対象とするということで、検査事業への参加について希望があるかどうかについて調査がございました。学校給食センターでは検査を希望するという形で回答をしております。

まだどこが対象になるのかについては連絡がないんですが、青梅市が検査する対象となった場合には、また改めて実施について詳細にご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 なぜこの時期に、今回のこういう検査があるのかということが一つと、それから藤橋調理場で5月16日に使用する食材というのですが、根ヶ布も同じものを5月16日に使うのかということ。それから、もしも5月15日に検査報告で難しい結果が出た場合には、その後どうするのか。5月16日の食材等についてはどうするのか。その3点について教えてください。

【給食センター所長】 まず、検査につきましては、東京都の方で機械を昨年度中に購入しまして、設置場所等、あるいは機械を使って検査をする専門の人が必要ですので、業者委託ということで、委託業者の選定をしました。そのようなことで、当初は4月末からスタートしたいという考えがあったんですが、結果的に4月中には検査が間に合わなくて、5月からということになりました。青梅市の場合は、根ヶ布、藤橋と調理場が2カ所ございますので、1回ずつ検査が受けられるということで、まず5月は藤橋調理場、6月に根ヶ布調理場ということで希望を出していたところ、藤橋調理場については5月15日に実施をしたいということで連絡がございました。ということで、この時期にさせていただきます。

それから、使用する食材につきましては、基本的には同じです。ただ、献立が3種類ございまして、小学校のAコース、Bコース、それから中学校と3コースあるんですが、献立が違いますと使う食材が違います。必ずその日に使った食材が全部の学校に行くということではありませんので、その辺をバランスよくということで、今回この4品目を選ばしてもらいました。ですから、

藤橋調理場に納入されたものの中から抜き取るということでございます。

それから、100を超えてしまいますと、一般食品100ベクレル/キログラムが新基準値でございますので、当然使用できなくなるということと、それからスクリーニングレベル50ベクレル/キログラムを超えた場合には、再検査をゲルマニウム半導体ですということですので、この結果が出るのに3日程度かかるとの連絡をいただいています。その間は事実上、使用できないということで、翌日の給食には提供できなくなるというふうに考えてございます。その場合には、それを除いた形で工夫をする中で給食の献立を出したいというふうに考えてございます。

【委員長】 検査結果の公表が、市が公表するというのと、都は一定期間の検査結果をまとめて公表するとありますが、これが順次これから先もずっと行われていくということととらえていいんですか。臨時的なことですか。

【給食センター所長】 検査につきましては、一つのところについては1学期に1回程度ということですが、東京都全体では継続して毎日やっておりますので、1学期については6月末まで、ですから5月・6月の2カ月間だけなんですけれども、実施します。そのものについて、東京都はほかの地区のものについてもまとめて公表するということですので、順次公表されます。2学期に入りましてからは、この1学期の状況を見て、また手直しをするものがあれば手直しをしながらも、同じように9月から続けていくと、そのようなことでございます。

【委員長】 報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成24年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成24年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成24年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領についてご説明いたします。協議資料の1をご覧ください。

まず、本要領の目的でございますが、平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科用図書の採択について、必要な事項を定めることとございます。

2つ目といたしまして、採択の基本方針でございますが、特別支援学級で使用する教科書については、必要のある場合については学校教育法附則第9条に規定された図書(一般図書)を採択することができるものとさせていただきたいと思っております。

採択の時期でございますが、義務教育の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、平成24年8月31日までに行うものとしていたします。

続きまして4点目、採択のための組織および運営といたしまして、裏面も合わせまして合計8項目規定させていただきたいと思っております。

(1)といたしまして、特別支援学級の教科書の採択を公正かつ適正に行うため、青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会を設置いたします。

(2) といたしましては、その検討委員会の委員といたしまして、アからウの方を委員として組織させていただきたいと思えます。ア、特別支援学級設置校校長代表といたしまして、小・中学校各1名ずつ。イ、特別支援学級設置校の副校長の代表といたしまして、小・中学校各1名ずつ。ウ、特別支援学級設置校教諭代表といたしまして、小学校が5名、中学校が4名。エ、指導主事が2名というようなことで委員を組織したいと思っております。

(3) といたしまして、検討委員会の委員につきましては、青梅市教育委員会が任命または委嘱をいたします。

(4) といたしまして、教科書の採択に関しましては、直接利害を有すると認められた者については、検討委員会の委員となることはできません。

(5) といたしまして、検討委員会の委員が教科書の採択に関しまして直接利害を有する等、その任務を行うに不相当と教育委員会が認めた場合には、解任することができることといたします。

(6) といたしまして、検討委員会に委員長および副委員長を置かせていただきます。なお、委員長および副委員長につきましては、委員の互選といたします。

(7) といたしまして、検討委員会委員の氏名につきましては、採択が行われるまでは部外秘といたします。

(8) といたしまして、検討委員会は次の事項を処理いたします。アからエの4項目です。まずアといたしまして、特別支援学級で使用する教科書に一般図書が必要であるかどうか調査、検討し、その結果を教育委員会に報告をいたします。イ、一般図書を必要とした場合、採択するのが適当と考えられる一般図書について調査、検討を行い、その結果を教育委員会に報告いたします。ウ、報告内容につきましては、教育委員会が必要と認めた場合には説明を行うことといたします。エ、その他採択が公正かつ適正に行われるために必要な事項に関することにつきまして、事項を処理していただきたいと思っております。

最後に、5項目といたしまして、実施期間でございますが、この要領については平成24年5月7日から実施し、同年9月1日に廃止するものといたします。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 一般図書のことなんですけれども、学校の方でも何年か前から継続的に使っているものについては、おそらく見本があるというふうには考えられるんですが、この一般図書については、国あるいは都の方から目録みたいなものが配られるんでしょうか。それが1点確認と、もしも配られないとなると、学校の先生方の中には選択の裁量をかなり任されている部分があるというふうに思われるんですが、例えば基本的には学校の図書館にあるとか、場合によっては市の図書館にあるとか、何かそのような内容を教育委員会側としても確認できるような場面があるのか、その辺をあわせて教えてください。

【指導室長】 一般図書としての目録等につきましては、参考の資料という形ではご提供いただきます。大体その中から選択していくケースが多うございますが、学級によっては、一般図書につきましては毎年度の採択という形になっておりますので、学校が適切であるというふうに判断をしたものについては、検討の遡上に乗ることがございます。ただ、それは実際の本を検討委員会なり教育委員会の中で見させていただいて、適切かどうかという判断はさせていただきたいと思っています。その辺のところの調査、研究をこちらの方にお任せしたいというふうに考えております。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成24年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領について、は承認されました。

2 平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科用図書の検討について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科用図書の検討について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科用図書の検討についてご説明をさせていただきます。

協議資料2でございますけれども、冒頭のタイトルに誤りがございましたので、差し替えさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

それでは、ご説明をさせていただきたいと思います。改めまして、協議資料2をご覧ください。

平成24年度青梅市特別支援学級教科用図書採択要領にもとづきまして、青梅市特別支援学級教科用図書検討委員会に検討を求めるものでございます。

検討していただく事項といたしましては、平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科用図書の採択についてでございます。

検討報告の時期でございますが、平成24年8月2日までといたします。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成25年度に使用する青梅市特別支援学級の教科

用図書の検討について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第3号 青梅市社会教育委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第3号を議題といたします。青梅市社会教育委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案第3号および本日配付いたしました資料をご覧いただきたいと存じます。

青梅市社会教育委員につきましては、5月13日をもちまして任期満了となります。つきましては、社会教育法第15条の規定にもとづきまして、ここに記載のある者を新たに委嘱しようとするものでございます。

記載のとおり、10名の委員を委嘱しようとするものでございますが、今回、再任の方8名、新任の方2名でございます。

委嘱期間は、平成24年5月14日から平成26年5月13日までの2年間でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第3号青梅市社会教育委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明させていただきます。

まず、5月24日(木)東京都市町村教育委員会連合会第56回定期総会が東京自治会館でございます。こちらにつきましては、委員長、〇〇委員、〇〇委員、それと私の4人で出席することとなっております。当日は12時30分に車で出発を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、5月28日(月)第3回教育委員会定例会がでございます。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】 机上に、「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2012～」のご案内が出ていますけれども、天候も極めて良好なように予報されています。2日間、楽しくいい会になるように願っています。大変ですけど、頑張ってください。

以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員